

一 常々人の妨（さまたげ）をなし、或いは酒狂いの上口論を好む族（やから）、又は耕作商い等も仕らず、渡世の致し方不分明（ふぶんめい）成るものこれ有らば、名主・組頭・五人組の内より訴え出るべき事

附り、用事なくして他所より節々（せつせつ）出入のもの

これ有らば、心を付け様子見届け、怪敷（あやしき）子細これ有らば吟味を遂げるべき事

一 喧嘩口論取り押さえ候節、飛び道具持つべからず、

加勢すべからざる事

○ 一 公儀御仕置（おしおき）にて江戸払い、又は追放等に成り候者、

御構いの場所に隠れ罷り在り候もこれ有る様に相聞き候、

畢竟右躰のものと存じ乍（なが）ら困い置き、或いは世話

いたし候者これ有る故の儀にて、当人同前の御仕置

仰せ付けらるべく候事

一 神仏銅石木像共丈ケ（たけ）三尺に限るべし、並びに撞鐘（つきがね）・

鳥居・燈籠（とうろう）大造（たいそう）成る儀は御法度、木像三尺にても

十躰以上は訴え出、差図を受けるべき事

一 寺院堂舎・客殿・方丈・庫裏（くり）、其の外梁間（はりま）京間（きょうま）

三間を限り、桁行（けたゆき）ハ心次第、仏壇つもの（角）屋京間

三間四方を限り、四方しころ（錠）庇（ひさし）京間壱間半を限り

小棟作りたるべし、ひち（肘、ひじ）木作りより上の結構無用たるべし、

其の度々差図請け作るべき事

一 在々において操・狂言・芝居、其の外諸見せ物類

停止たるべき事

一 宿町村々の内に芝居道具・衣裳貸し候ものこれ有らば

訴え出るべし、若し村役人・五人組弁え乍ら、見聞き遁すにおいてハ、

急度申し付けるべき事

一 宿在町・村々賑いの場所において、書画・俳諧・

遊芸を翫（もてあそ）び候もの共、会と号し、摺物（すりもの）等を配り金銭を

申し請け、茶屋杯において会合いたし、酒飲み遊興を

催し候ものこれ有り、百姓の風俗を乱し候基に付、向後

急度仕る間敷、若し催し候はば早々訴え出るべき事